

JIIIMA からの提言

電子文書情報社会における 『電子メールの運用管理と保存 –モデル社内規程の提案–』

2017年9月26日

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIIMA)

日本文書情報マネジメント協会(略称: JIIIMA、理事長: 高橋通彦)は、59年にわたり文書情報マネジメントの普及啓発に努めている国内唯一の公認団体です。現在「安心して社会生産性の高い電子文書情報社会の構築」を目指して、文書情報マネジメントを普及啓発する公益活動を続けております。

今回、「JIIIMA からの提言 電子メールの運用管理と保存 –モデル社内規程の提案–」を10月13日(金)に東京ビックサイトで開催する JIIIMA 主催『eドキュメント フォーラム』で発表いたします。

< 発刊の狙い >

文書情報のマネジメントにおいては、かねてから電子メール及びその添付情報が主要な管理対象になることが指摘されてきました。日常生活や経済活動でも、電子メールの果たす役割は大きなものですが、企業における運用管理と保存に関する規程が徹底されず、様々な問題が生じてきました。

電子メールは事業活動を克明に記録した電子文書として重要で、既に訴訟の現場では電子メールの記録は信頼性の高い証拠として利用されています。一方で、電子メール情報の漏洩は重大な問題になるばかりでなく、従業員の電子メールによる不始末やルール違反は、企業の事業活動のコンプライアンス違反や法令違反と判断されることにもなります。

政府でも9月20日の第57回公文書管理委員会で「行政文書に該当する電子メールを保存管理する方針」を決定しています。民間企業としても電子メールのルール、運用管理と保存のルールを明確にした上で、電子メールの適正管理を実施していくことが求められています。各企業におかれましては、JIIIMA からの提言「電子メールの運用管理と保存 –モデル社内規程の提案–」を活用していただき、より安全な電子メールの運用管理を実践していただければ幸いです。

(次頁に続く)

JIIMA からの提言の内容は下記となります。

<提言の骨子>

1. 電子メールを正しく運用管理する
2. 税法と関税法では電子メールの保存を義務づけている
3. 我が国での電子メールの管理状況と政府の採るべき方策
4. 電子メール運用の考察要素
 - ①方針の明確化 ②電子メールの保存と検索 ③廃棄 ④監査 ⑤教育指導
5. 「モデル社内規程」とその解説

○JIIMA 政策提言プロジェクト 電子メール規程 提案タスクフォース

監修	牧野 二郎	JIIMA 顧問弁護士	牧野総合法律事務所弁護士法人
担当理事	長濱 和彰	JIIMA 専務理事	
	甲斐荘博司	JIIMA 法務委員長	株式会社ジェイ・アイ・エム
	木村 道弘	JIIMA 標準化委員長・特別研究員	
	中田 秀明	JIIMA 法務委員	アルファテックス株式会社

上記の提言内容に関する講演が、10月13日(金) 16時からJIIMA主催『eドキュメント フォーラム』(東京有明 東京ビッグサイト 会議棟 8階 802会議室)で行われます。下記の公式サイトから申し込みが出来ますので、奮ってご参加ください。

[eドキュメント JAPAN 2017]

「ワークスタイルを変革するデジタルドキュメント -電子文書情報社会の構築-」をテーマに、10月11日(水)~10月13日(金)、東京ビッグサイトで開催いたします。フォーラム会場では、電子文書化によるワークスタイル変革、スマホによる記録も可能となった税務書類スキャナ保存の最新市場動向など、約30セッションのセミナーが行われます。

公式サイト <http://www.e-document.jp/>

本件のお問い合わせ先 : JIIMA 渉外担当部長 黒柳

E-mail kuroyanagi@jiima.or.jp TEL. 03-5821-7351